

安心サポート仁賀保重要事項説明書

1. 事業所経営法人

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 中央会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰 38 番地 1 |
| (3) 電話番号 | 0184-24-3711 |
| (4) 代表者名 | 理事長 藤井 蘭子 |
| (5) 法人設立年月日 | 昭和53年3月25日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
秋田県指定第0572509008号 |
| (2) 事業所の目的
及び運営方針 | 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防）は、
介護保険法に従い入居者が安心して日常生活を送る
ことができるよう、心身の状況を踏まえ適切なサー
ビスを提供します。
又、入居者が家庭的な環境の下で、その有する能力に
応じた日常生活を営むために必要な居室及び併用施
設をご利用いただき、共同生活介護サービスを提供
します。 |
| (3) 施設の名称 | 安心サポート仁賀保 |
| (4) 施設の所在地 | 秋田県にかほ市平沢字宝田32番地 |
| (5) 電話番号
FAX番号 | 0184-32-3711
0184-32-3712 |
| (6) 管理者氏名 | 池田 千草 |
| (7) 開設年月日 | 平成15年11月1日 |
| (8) 入所定員 | 9名 |

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しております。
利用なさる居室は、全室個室対応となっております。

個室・設備の種類	面積	冷暖房面積	暖房面積	備考
個室 (13.49 m ²) 8室	107.92 m ²	107.92 m ²		
個室 (19.27 m ²) 1室	19.27 m ²	19.27 m ²		
居室・食堂	61.97 m ²	61.97 m ²		
厨房	12.39 m ²	12.39 m ²		
事務室	11.01 m ²	11.01 m ²		
相談コーナー	6.74 m ²	—	6.74 m ²	
浴室	7.22 m ²	—	7.22 m ²	
脱衣室・洗濯室	10.60 m ²	—	10.60 m ²	
トイレ	8.40 m ²	—	8.40 m ²	
ボイラー室	7.71 m ²	—	—	
玄関・風除室	11.01 m ²	—	—	
廊下	54.91 m ²		54.91 m ²	
合計	319.15 m ²	212.56 m ²	87.87 m ²	

上記は厚生労働省が定める基準により、必要が義務づけられている施設設備です。
☆ご契約者の心身状況により、居室を変更する場合があります。
その際には、入居者やご家族等との協議の上決定するものとします。
(トイレの場所・出入口位置等)

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しております。
職員の配置については、指定基準を順守しております。

職種	員数	備考
管理者	1	計画作成担当者と介護従業者兼務
計画作成担当者	1	管理者と介護従業者兼務
介護従業者	6以上	内1名は管理者、計画作成担当者兼務

※介護従業者は、早番、遅番、日勤、夜勤となります。

5. サービスの内容

(1) 認知症対応型共同生活介護計画の立案

入居者の心身の状況や希望を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するためのサービス内容を記載して作成します。

(2) 介護の提供

入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって、入浴、排泄、食事等の介護を行います。

(3) 社会生活上の便宜の提供

入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きを入居者又は入居者の家族に代わって行うことができます。又、金銭の管理について、入居者本人やご家族での管理が困難な場合、管理代行させていただいております。

(4) その他

入居者及び入居者の家族から入居生活及び介護に関する相談を受けると共に、入居者の退居の際にも必要な援助を行います。

6. 利用料金

利用料金は、別表 利用料金表の通りとなっております。

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の額は、厚生労働大臣が定めるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合とする。

7. 利用料金の支払い方法

利用料金は、1カ月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い			
イ. 下記指定口座への振り込み			
秋田銀行	仁賀保支店	普通	132957
口座名	安心サポート仁賀保		
管理者	今野 正人		

月途中に入退居の場合の利用料金は日割り計算とします。

電気料金はテレビ等を持参の方に限り、1カ月1,000円いただきます。

8. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものではありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	すずらん診療所
所在地	にかほ市平沢行ヒ森10-7

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	小松歯科医院
所在地	にかほ市平沢字八森24-3

9. 非常災害対策

事業所は非常時災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入居者及び従業者等の訓練を行います。

10. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及び、入居者の家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 身体拘束の適正化を図るための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

11. 緊急時における対応

サービス提供中に、入居者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに入居者及び、主治医又医療機関に連携し、適切な措置を講じる。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 秘密保持

事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者及びご家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、従業者との雇用契約の内容としています。

14. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護の為業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ①認定更新において、入居者が法令に定めた入居条件となる介護状態でないと認定された場合
- ②事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設が災害等により機能マヒとなり、入居者に対するサービスの提供が不可能に

なった場合

- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤入居者からの退所の申し出があった場合
- ⑥事業所から退所の申し出を行った場合

(1) 入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から退居を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日までに退居届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し事業所を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③事業者もしくはサービス従業者が、正当な理由なく本契約に定める指定認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が、入居者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ①入居者が、契約締結時にその身体の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の入居等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が、連続して3カ月以上入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。但し、入院期間中であっても、居住費をご負担いただき、入居者が入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、再び入居することができます。

(3) 円滑な退居のための援助

入居者が当事業所を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行ないます。

- ・適切な病院もしくは診療所又は他の施設の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介

16. 身元引受人

契約締結にあたり身元引受人をお願いします。入所契約が終了した後、当事業所に残された入居者の所持品を入居者自身が引き取れない場合に備えて、身元引受人を定

めていただきます。当事業所は、身元引受人に連絡の上、所持品を引き取っていただきます。また引き渡しにかかる費用については、入居者または身元引受人にご負担いただきます。

1 7. 損害賠償責任

1. 事業者は、本説明に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、入居者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

1 8. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。

1. 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が生じた場合
2. 入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して、損害が発生した場合
3. 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 入居者が、事業者もしくはサービス従業者の指示依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

1 9. 第三者評価の実施状況

御利用者様の適切なサービス選択に資することを目的としております。

- (1) 実施状況 年1回
- (2) 直近年月日 別紙、外部評価資料
- (3) 評価機関 マイケアプラン
- (4) 開示状況 入居時御家族への説明及び玄関、運営推進会議にて開示。

2 0. 虐待防止

1. 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずる
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施
 - (4) 前に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする

2 1. 業務継続計画の策定

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

2. 事業所は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない
3. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2.2. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

1. 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図る
2. 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する
3. 事業所において、介護従業者に対し、感染症及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する

2.3. ハラスメント対策の強化

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動があつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

2.4. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

- ・ 苦情受付窓口（担当者）
 管理者 池田 千草
- ・ 受付時間 毎週月曜日～土曜日
 9：00～18：00

※時間外の対応 楽しいわが家の職員が対応します。

(2) その他の苦情受付窓口

- ・ にかほ市長寿支援課 電話 0184-32-3042
 秋田県にかほ市平沢鳥ノ子淵2-1
- ・ 本荘由利広域市町村圏組合 電話 0184-24-3347
 秋田県由利本荘市尾崎17番地
- ・ 国民健康保険団体連合会 電話 018-883-1550
 秋田県秋田市山王四丁目2-3
 秋田県市町村会館4階

